

釧路圏の道立広域公園に関する
民間活力の導入に向けた
マーケットサウンディング調査
に関する実施要領

令和5年9月29日

北海道建設部まちづくり局都市環境課

目次

1. 募集の概要	1
1.1. 調査名称.....	1
1.2. 調査対象.....	1
1.3. 事業概要・調査目的.....	2
1.4. 募集内容.....	2
2. 募集の手続き等	3
2.1. 調査スケジュール.....	3
2.2. 実施要領等の公表.....	3
2.3. 説明会・現地見学会の開催.....	3
2.4. 説明会・現地見学会参加申込.....	4
2.5. 調査参加申込.....	4
2.6. 質問受付・回答公表.....	4
2.7. 意見書受付.....	5
2.8. ヒアリングの実施.....	5
2.9. 調査結果概要の公表.....	5
3. 留意事項	5
4. 開示資料	6
4.1. 守秘義務対象資料.....	6
4.2. 守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出.....	6
4.3. 第二次被開示者への開示方法.....	6
4.4. 守秘義務対象資料の返却又は廃棄.....	6
5. 連絡先	7

1. 募集の概要

1.1. 調査名称

釧路圏の道立広域公園に関する民間活力の導入に向けたマーケットサウンディング調査

1.2. 調査対象

本調査の意見対象及び事業位置図は次のとおりです。

表 1 本調査の対象

事業名称	釧路圏の道立広域公園整備事業（仮）
場所	北海道白糠郡白糠町泊別地区

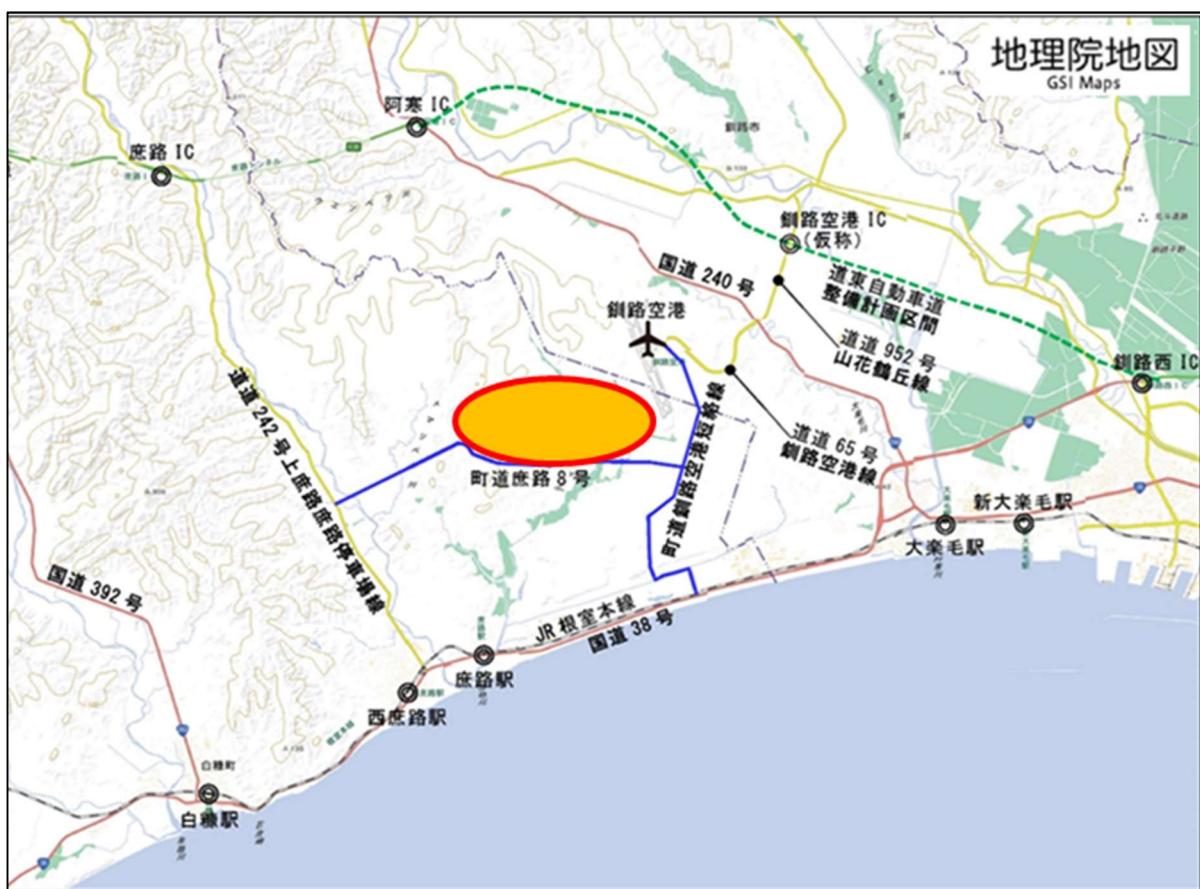


図 1 事業位置図

1.3. 事業概要・調査目的

道立広域公園は、昭和 50 年(1975 年)の真駒内公園の供用開始（全面供用）以来順次整備が進められ、平成 21 年(2009 年)にはオホーツク流氷公園が供用を開始し、現在 11 箇所のだ立広域公園が供用されているところですが、この度、白糠町泊別地区を 12 箇所目となる道立広域公園の候補地として決定したところです。

釧路圏のだ立広域公園の整備に向けては、官民連携による事業手法の導入を検討しているところであり、民間事業者のノウハウや創意工夫を取り入れることで、個性的・魅力的・持続的な広域公園の整備・運営の実現を目指しており、特に運営・維持段階において北海道の財政負担を伴わない管理運営（もしくは北海道の財政負担を極力軽減させる管理運営方策）の実現を目指しています。

本調査では、官民連携による広域公園の整備・運営に関する意見・提案を幅広く収集するとともに、民間事業者が参画しやすい条件等の確認を目的としています。

1.4. 募集内容

本調査において、意見を求める主な内容は次のとおりです。詳細は様式をご参照ください。

表 2 意見を求める主な内容

項目	設 問
1. 基本情報	会社名等、担当者名、所在地、連絡先、会社概要、実績の有無
2. 新規道立広域公園に関する意見	(1) 導入施設に対する意見
	(2) 公園の規模に対する意見
	(3) 事業手法に対する意見
	(4) 財政負担軽減策に対する意見
3. その他	(1) 北海道への要望
	(2) その他の懸念事項、改善提案

2. 募集の手続き等

2.1. 調査スケジュール

本調査のスケジュール予定は次のとおりです。

表 3 本調査のスケジュール案

年月日	内容
令和5年9月29日（金）	実施要領等の公表
令和5年10月13日（金）	説明会参加申込締切り
令和5年10月20日（金）	説明会・現地見学会の開催
令和5年10月27日（金）	調査参加申込締切り
	守秘義務対象資料提供申込書の提出締切り
令和5年11月2日（木）	質問書締切り
令和5年11月17日（金）	質問書回答公表
令和5年12月15日（金）	意見書締切り
令和6年1月～	ヒアリングの実施
令和6年3月～	調査結果概要の公表

2.2. 実施要領等の公表

実施要領、各種様式及び参考資料等を5.に記載のホームページに掲載します。

2.3. 説明会・現地見学会の開催

本調査への参加を希望する民間事業者向けに、次のとおり説明会及び現地見学会を開催します。説明会の参加人数は、1者（複数法人で構成されたグループとして申し込む場合は1グループ）につき3名以内としてください。なお、守秘義務対象資料については、説明の対象としません。

【開催日】 令和5年10月20日（金）

【開催時間】 説明会：10時30分～12時00分（受付開始：10:00を予定）

現地見学会：13時30分～15時00分

【開催場所】 説明会：白糠町庶路支所

現地見学会：候補地（白糠町泊別地区）

【留意事項】

説明会に参加する方は、ホームページに掲載する本調査の実施要領等をご持参ください。説明会開催後に候補地へ移動し現地見学会を行います。現地までの移動手段は、参加者各自で確保願います。

この説明会・現地見学会は報道機関公開で行います。

2.4. 説明会・現地見学会参加申込

説明会及び現地見学会への参加を希望する場合は、「(様式1) 説明会参加申込書」に記載の上、次の期間中に、電子メールにより提出してください。件名は【説明会参加申込】としてください。なおメールの受信後、確認の返信をいたします。

【受付期間】令和5年9月29日(金)～令和5年10月13日(金)17時まで(必着)

【提出先】5.連絡先を参照

2.5. 調査参加申込

調査へ参加の意思がある事業者は、必要事項を「(様式2) 調査参加申込書」に記載の上、次の期間中に、電子メールにより提出してください。

調査参加申込できる者は、本事業に関心があり、主体的な事業実施が可能な民間事業者、団体等の法人とします。一者単体又は複数者から構成されるグループによる提出も可能です。なお、次のいずれかに該当する者を除きます。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 参加申込書提出時点で、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は北海道暴力団の排除の推進に関する条例等に該当する者

オ 道税等を滞納している者

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

【受付期間】令和5年9月29日(金)～令和5年10月27日(金)17時まで(必着)

【提出先】5.連絡先を参照

2.6. 質問受付・回答公表

実施要領等の各資料に対する質問がある場合は、質問事項を「(様式6) 質問書」に記載の上、次の期間中に、電子メールにより提出してください。

【受付期間】令和5年9月29日(金)～令和5年11月2日(木)17時まで(必着)

【提出先】5.連絡先を参照

【留意事項】

回答は、令和5年11月17日(金)までに、ホームページに掲載します。なお、質問者のノウハウ等に係る質問については、回答を掲載しない場合があります。

質問書は複数回提出することが可能です。回答は整理でき次第、都度ホームページに掲載します。

2.7. 意見書受付

本件に対する意見・提案は、「(様式7) 意見書」及び「(様式7-2) 意見書(事業収支)」に記入の上、次の期間中に電子メールにより提出してください。件名は【意見書提出】としてください。

【受付期間】令和5年9月29日(金)～令和5年12月15日(金)17時まで(必着)

【提出先】5.連絡先を参照

【備考】意見書を提出した者に対して、追加のヒアリングを行う場合があります。

2.8. ヒアリングの実施

「(様式7) 意見書」及び「(様式7-2) 意見書(事業収支)」の受理後、提出された内容を踏まえ、次の期間、提出者に対してヒアリング調査の実施を予定しています。

ヒアリングの実施については、提出された内容を確認させていただき、当課で判断します。

ヒアリングを実施する場合、その日時については、個別に調整させていただきます。

【個別対話の実施期間】令和6年1月以降

【実施方法】対面またはオンライン形式(使用システムはZoomまたはTeamsとします。)

オンライン対応が困難な場合については、個別にご連絡をお願い致します。

【予定時間】1時間程度を予定

【備考】オンライン形式の場合、事前に接続テストを行う場合があります。

実施日時については、個別にご連絡の上、調整させていただきます。

2.9. 調査結果概要の公表

調査結果については、概要の公表を予定しています。なお、公表の際は意見の提出者の確認・同意を得た上で、ホームページに公表します。

なお、本調査手続きに際して、意見・提案を提出した者のアイデア等の保護のため、提出者の名称、意見の具体的な内容は原則として非公表とします。

3. 留意事項

- ・ 本調査への提案内容が、今後の事業者公募に向けた募集要領等の作成にあたり有益と判断した場合は、公募の際にインセンティブ加点を検討します。
- ・ 本調査へ参加しなかった事業者でも、今後予定している事業者公募への参加は可能です。
- ・ 必要に応じて、内容確認等のため、追加の対話やアンケート等を実施する場合があります。その際にはご協力をお願い致します。
- ・ 本調査への参加に際し示された情報等については、今後、北海道が予定している事業者公募に関する資料を作成する際の基礎的な資料等とすることとし、情報等の取り扱い、知的財産権等については十分に注意致します。
- ・ 本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

4. 開示資料

4.1. 守秘義務対象資料

本調査の意見の提出に際し、次の守秘義務対象資料の開示を希望される場合は、守秘義務を課した上で開示します。

番号	資料の名称
1	事業概要書（インフォメーションパッケージ）
2	住民・利用者アンケート調査結果

4.2. 守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務対象資料の開示を希望される場合は、「(様式3) 守秘義務対象資料提供申込書」及び「(様式4) 守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記入し、事前に5.の連絡先のメールアドレス宛に送付した上で、速やかに同連絡先の郵送先宛てに捺印済み書類を郵送等してください。なおメールの受信後、確認の返信をいたします。

【受付期間】 令和5年9月29日（金）～令和5年10月27日（金）17時まで（必着）

【提出先】 5.の連絡先を参照

【開示方法】 電子データによる提供を想定しています。

【開示時期】 受付後、順次提供します。

4.3. 第二次被開示者への開示方法

守秘義務対象資料の開示申込を行った民間事業者は、グループの構成法人（定義については「(様式4) 守秘義務の遵守に関する誓約書」に従う。以下同じ。）、自らの関連会社、協力会社、融資を行う金融機関、格付機関及び応募アドバイザー等（これらになろうとする者を含む。以下「第二次被開示者」と総称）に対して、提供を受けた守秘義務対象資料を開示することができます。その場合、守秘義務対象資料の開示申込を行った民間事業者は、グループの構成法人になろうとする第二次被開示者については暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないことを確認し、また、すべての第二次被開示者に対して自らが北海道に対して負うのと同様又はそれ以上の守秘義務その他の義務（詳細は、「(様式4) 守秘義務の遵守に関する誓約書」を参照のこと。）を自らに対して負わせた上で、「(様式5) 第二次被開示者への資料開示通知書」に必要事項を記入し、事前に5.の連絡先のメールアドレス宛に送付した上で、第二次被開示者から受け入れた守秘義務の遵守に関する誓約書の写しとともに、速やかに同連絡先の郵送先宛てに捺印済み書類を郵送等してください。

4.4. 守秘義務対象資料の返却又は廃棄

守秘義務対象資料の開示を受けた者（第二次被開示者を含む。）は、本調査の終了日（結果（概要）公表日）までに、守秘義務の遵守に関する誓約書の定めるところに従って責任を持って返却又は廃棄し、速やかに、返却又は廃棄したことを証する書面（様式自由）を北海道建設部まちづくり局都市環境課に郵送等行ってください。

5. 連絡先

書類等提出や問い合わせは次の連絡先まで送付してください。

メールは2つのアドレスに送付してください。

【連絡先】

担当課：北海道庁建設部まちづくり局都市環境課公園計画係

住 所：060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話：011-231-4111（内線 29-603、29-626）

F A X：011-232-0612

メール：kensetsu.koka1@pref.hokkaido.lg.jp

 : kensetsu.koka2@pref.hokkaido.lg.jp

担当者：富塚、二川

H P：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/kgs/homepage/167061.html>